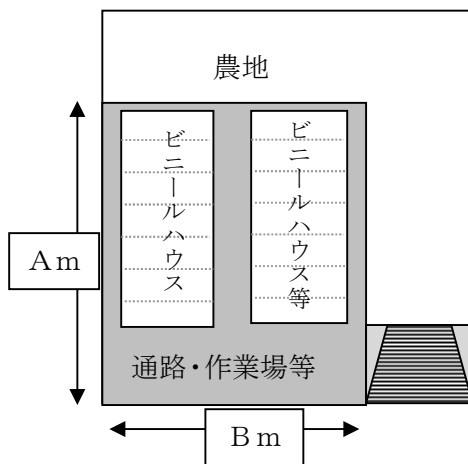


農業用施設・ビニールハウスの届出

- ① 農地に農業用ハウス（ビニールハウス等）を設置する場合（③を除く）、敷地面積（通路等を含んだ全体の面積）が200㎡以上の場合、報告をお願いしております。
- ② 農業用倉庫・農業用資材置場等の場合は面積等により手続が変わります。
 - A) 200㎡未満かつ所有者等が自らの農業のためにする場合は農業用施設の届出
 - B) 200㎡以上の転用、所有権等を有していない農地又は他者の農業のための転用等の場合は、5条の転用許可申請
- ③ 農業用ハウス等で床面をコンクリート舗装する場合、事前の届出で農地のままとみなせる場合があります（法第43条の事前届出が無ければ②農業用倉庫等と同様となります。）

各農業施設の 手続きの違い		規模区分			手続	
		~100㎡未満	~200㎡未満	200㎡以上		
施設区分	耕作なし (転用)	玉ねぎ小屋 (舗装有含む)	手続不要	転用許可申請 (農地法4条)	・届出：市総会で議決して受理証明 ・転用許可：市総会で意見を付し、県で許可決定	
		農業用倉庫等 作業所・資材置場等	農業用施設の届出 (周辺同意等を求める) 転用許可申請（農地法5条）			
	耕作あり (農地)	農業用ハウス (部分舗装まで)	手続不要		農業ハウスの 報告	・専決処分（事務局審査）
		農業用ハウス (全面舗装等)	農地法第43条第1項の規定による届出 (農作物栽培高度化施設)			・専決処分（事務局審査）



通路や作業場、付属施設など、対象施設（農業用倉庫、農業用ハウス等）の維持・利用に必要な面積全体で判断します。

残存農地への進入路は、舗装があっても、残存農地の一部と見ることができます。

左図ではA×Bが転用（届出・報告）の面積となります。

※ 届出、報告、転用とも、隣接農地関係者や区長・水利の同意をお願いしております。

※ 農振農用地区域内では、用途区分の変更も必要な場合があります。

R2.8.1 時点